



JSC Japan Senior Community メールマガジン第60号 - 4月22日JSC Zoom 終活セミナーアンケート結果

From 正明 高嶋 <masaaki.takashima@outlook.com>

Date Fri 2025-04-25 9:07



JSC Japan Senior Community の皆さんへ、

昨日皆さんに配信したJSC メールマガジン第59号に続いて、会員の方からご自身の日本から英国に戻られる時の羽田のチェックイン時の貴重な体験談をお寄せ頂きましたので、皆さんと以下に共有したいと思います。

「ご参考までに私自身が先週日本から英国に戻って来る際に、羽田のANA系列のチェックインカウンターでeVisaの Share codeを要求された体験をご報告したいと思います。

私は、チェックインカウンターの係員に、フライトのチェックインにはeVisaのShare codeは必要無く古いパスポートのVisaを見せ、それで十分な筈だと主張しましたが、聞き入れてもらえませんでした。更に私はNTL申請承認後に送付された2024年12月31日まで有効のBRPカードを提示しましたが、矢張りダメでした。

係員は、その後ETA Electronic Travel Authorisation をその場で取って欲しいと言い出す始末で、それで私は仕方なくその場でeVisaのShare codeを取得して見せて無事チェックイン出来ました。

思うに日本では英国行きの6ヶ月未満の短期滞在の乗客には今年の1月からETAの取得が義務付けられた事は良く認識されているものの、6ヶ月以上の長期滞在者のeVisaに対する認識が未だ十分で無い為の一時的な混乱かと思います。それでもかなりその場で何人かのスタッフ

が入れ替わり立ち替わり確認しようとして待たされ、結局荷物を預けたらそのままゲートに直行しなくてはなりませんでした。

この私の体験から、当分の間はeVisaを取得済みの人は、念の為 eVisaのShare codeを事前に取得しておくのが無駄な時間を費やさない為にも得策かも知れません。

但し、BAで帰ってきた友人達はその様なチェックイン時のトラブルは無く、古いパスポートに有るビザのスティッカーを見せて問題無くチェックイン出来たそうです。

これまで私達は、eVisaの取得に専念して来ましたが、今後はそれをどの様に利用するのか、英国に戻るフライトのチェックイン時やその他の交通手段での国境通過の際、どの様にeVisaの確認がされるか注視する必要があるそうですね。」

以上ですが、英国のeVisaについて、念の為以下にポイントを繰り返します。

1) 海外の航空・船舶・列車等の運送事業者は英国向けの搭乗客のビザステータスを搭乗前に確認する義務が有る。その際、6ヵ月未満の観光・商用・留学等の目的での短期滞在は、今年の1月からETA Electronic Travel Authorisationの事前取得が義務付けられた。これは申請料が£16で、2年間有効。一方6ヵ月以上の無期限・就労・留学・研究・配偶者等の査証を取得済みの人は、原則2025年1月1日から従来の古いパスポートのILRスタンプやスティッカー、又はBRP Biometric Residence PermitからeVisaへの移行が求められている。

2) 海外の航空・船舶・列車等の運送事業者は、英国向けの搭乗客のビザステータスは、eVisaを取得済みの人のパスポートからHome OfficeのサーバーにアクセスしてeVisa情報を自動で確認出来る筈。英国のEmployer・Landlord・School・Bank等からVisaの提示を求められた場合には、自身のeVisaのShare codeを連絡する必要有り。(詳細は、[こちらのUKVIの公式YouTube動画](#)を参照。)

3) しかし、英国のILR Indefinite Leave to Remainを取得済みの人で、古いパスポートにILRのスタンプやスティッカーが有る人はそれは今後もVisaの証拠書類として有効で、その様な人はeVisaへの移行はあくまで推奨であって義務では無い。

4) 2024年12月31日まで有効のBRP カードは、英国政府の特例で有効期間が5ヵ月延長され、2025年6月1日まで有効。

5) しかし今回の体験談からも必ずしも全ての航空・船舶・列車の運送事業者が3)や4) の事実を正しく認識している訳でもなさそうで、eVisaを提示出来ない人は最悪搭乗拒否のリスクも否定出来ない。そのリスクを避ける為には、矢張りeVisaへの移行手続きを済ませておく事が最善策と思われる。

皆さんに於かれましては、既にeVisaへの移行手続きを済ませた方は、eVisaの提示を求められた場合には、eVisaをスマホ等で表示したり、念の為そのShare codeも事前に取得して、直ぐに提示出来る様に準備しておく事をお勧めします。eVisaのShare codeはGOV.UKのView your

eVisa and get a share code to prove your immigration status online ([こちら](#))から無料で取得出来、一旦取得しますと90日間有効です。

以上、皆さんの参考に成れば幸いです。

では、次回JSC Japan Senior Community Zoom 終活セミナーは5月27日（火）午後8時から9時半の開催で、テーマは「英国・日本の贈与税」です。

このJSC Japan Senior Community Zoom 終活セミナーは、皆さんが例えZoomアプリをダウンロード・サインアップしておられなくとも、当日の会の開催時間に以下のインターネットURLをクリックするだけでも参加頂けますので、是非ご参加ください。途中参加・途中退出も自由です。

<https://us02web.zoom.us/j/8111155475?pwd=NFdTVzNaa0g3cGZmVk5kNVh0R3dpUT09>

尚、既にZoomアプリをダウンロード済みの方は、Zoomアプリから以下のミーティングID・パスワードを入力して参加ください。

ミーティングID : **8111155475**

パスワード : **777993**

皆さんの参加をお待ちします。

高嶋

（追伸）

*JSC Japan Senior Community の活動内容については、インターネットサイト

<https://jscuk.org> をご覧ください。会員専用ページのパスワードは "yumenoki" です。

*JSC Japan Senior Communityについてご意見・ご要望が有りましたら、いつでもご連絡ください。

*このJSC Japan Senior Community メールマガジンはスマホ・旧終活同好会・JSC Japan Senior Communityのメンバーの皆さんに送付しています。

*このJSC Japan Senior Community メールマガジンのバックナンバーは、インターネットサイト <https://jscuk.org> からご覧頂けます。

*このJSC Japan Senior Communityメールマガジンの購読を希望されない場合は、ご一報ください。メーリングリストから削除して、配信を停止します。